

**盛土規制法に基づく国等の協議による
許可の特例の手引**

令和7年7月

前橋市開発指導課

目次

1. 許可の特例について	1
2. 規制区域について	2
3. 規制対象となる工事について	3
4. 許可不要工事について	4
5. 手続きの流れについて	5
6. 事前相談について	7
7. 同意の取得について	7
8. 周辺住民への周知について	7
9. 協議に必要な書類について	7
10. 技術的基準について	10
11. 標識の掲示について	10
12. 工事着手届出書の提出について	10
13. 中間検査が必要な工事について	10
14. 中間検査の項目について	11
15. 定期報告について	12
16. 完了検査について	12
17. 手数料について	12
18. 工事内容を変更する場合について	12
19. 提出書類チェックリストについて	12
20. 相談窓口及び書類提出先について	12

巻末資料（提出書類チェックリスト）

1. 許可の特例について

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）では、国又は都道府県、政令指定都市若しくは中核市（以下「国等」という。）が行う工事については、許可権者との協議を行うことにより、許可があったものとみなす（許可の特例）としていることから、国等が行う工事について、本手引により取り扱いを定めるものです。

なお、本手引に記載がない事項については、「盛土規制法の手引（前橋市開発指導課）」に準じます。

「許可の特例」についての根拠法令は下記のとおりであり、前橋市においても法令に基づき「前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」にて、具体的な協議方法や協議に必要な書式等を定めています。

■ 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

（許可の特例）

第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があったものとみなす。

■ 前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（国等の協議）

- 第16条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市（以下、「国等」という。）が市長と協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書に、省令第7条第1項各号（第8号及び第9号を除く。）又は第63条第1項第1号（省令第7条第1項第8号及び第9号を除く。）及び第12条（第1項第3号を除く。）に規定する図書を添付して提出するものとする。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により国等が市長と協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書に省令第7条第2項各号（第6号及び第7号を除く。）又は第63条第2項第1号（省令第7条第2項第6号及び第7号を除く。）及び第12条（第1項第3号を除く。）に規定する図書を添付して提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の協議があった場合においては、当該協議に応じ、遅滞なく、その成立又は不成立の通知を宅地造成等に関する工事の協議成立通知書又は宅地造成等に関する工事の協議不成立通知書により行うものとする。

3. 規制対象となる工事について

盛土規制法において、規制対象となる工事の規模は図1のとおりです。ただし、「4. 許可不要工事について」に記載する条件に該当する場合を除きます。

許可対象となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例：○宅地造成のための盛土・切土 ○残土処分場における盛土・切土 ○太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 1,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

<一時的な土石の堆積>

例：○土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 1,000㎡超 となるもの
イメージ図		

図1 許可対象となる盛土等の規模

* ⑤、⑦の補足：面積が500㎡を超えても、下図に該当する場合は、許可不要です。

土地の形質変更	高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の堆積	土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m以下	

4. 許可不要工事について

4. 1 公共施設用地での工事

盛土規制法においては、公共施設用地における工事を規制対象外としています。

公共施設用地とは、下記の施設の用に供されている土地（供されることが決まっている土地も含む）をいいます。「道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設」

道路とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路をいいます。そのため私道、農道、里道は規制対象となります。なお、省令第8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については許可不要となります。

また、公園とは、①都市公園法による公園、②国又は地方公共団体が管理する公園、③自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設をいいます。

公共施設用地以外の公共事業（庁舎や図書館、保育所等）や私立学校等は規制対象となります。

4. 2 その他許可不要工事について

盛土規制法施行令及び施行規則において定める許可不要となる工事は下記の通りです。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
- ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ・ 国及び地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

5. 手続きの流れについて

土地の形質変更に関する工事（宅地造成工事）の手続きの流れを図2に示します。

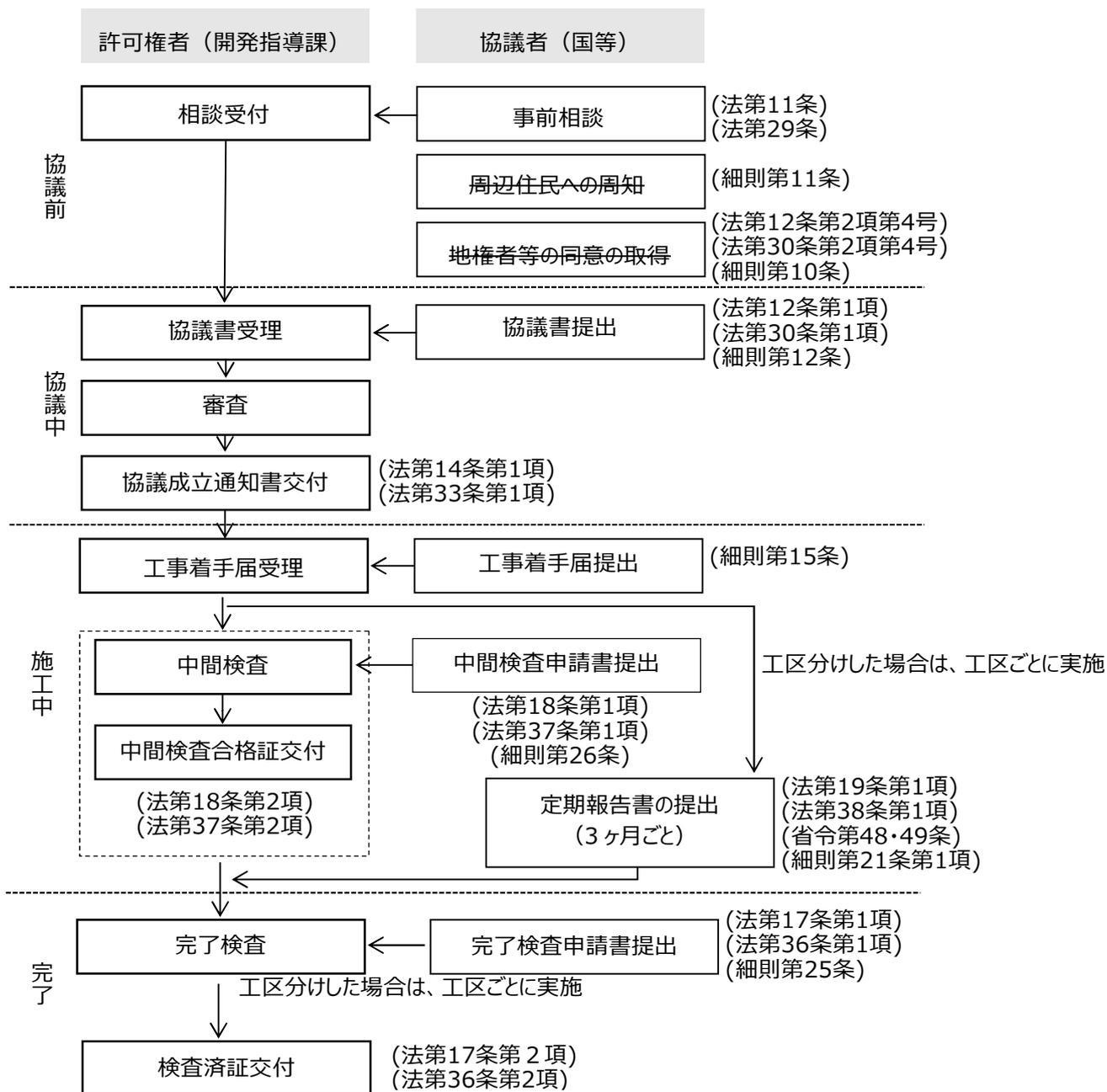


図2 土地の形質変更に関する工事（宅地造成工事）の手続きの流れ

土石の堆積に関する工事の手続の流れを図3に示します。

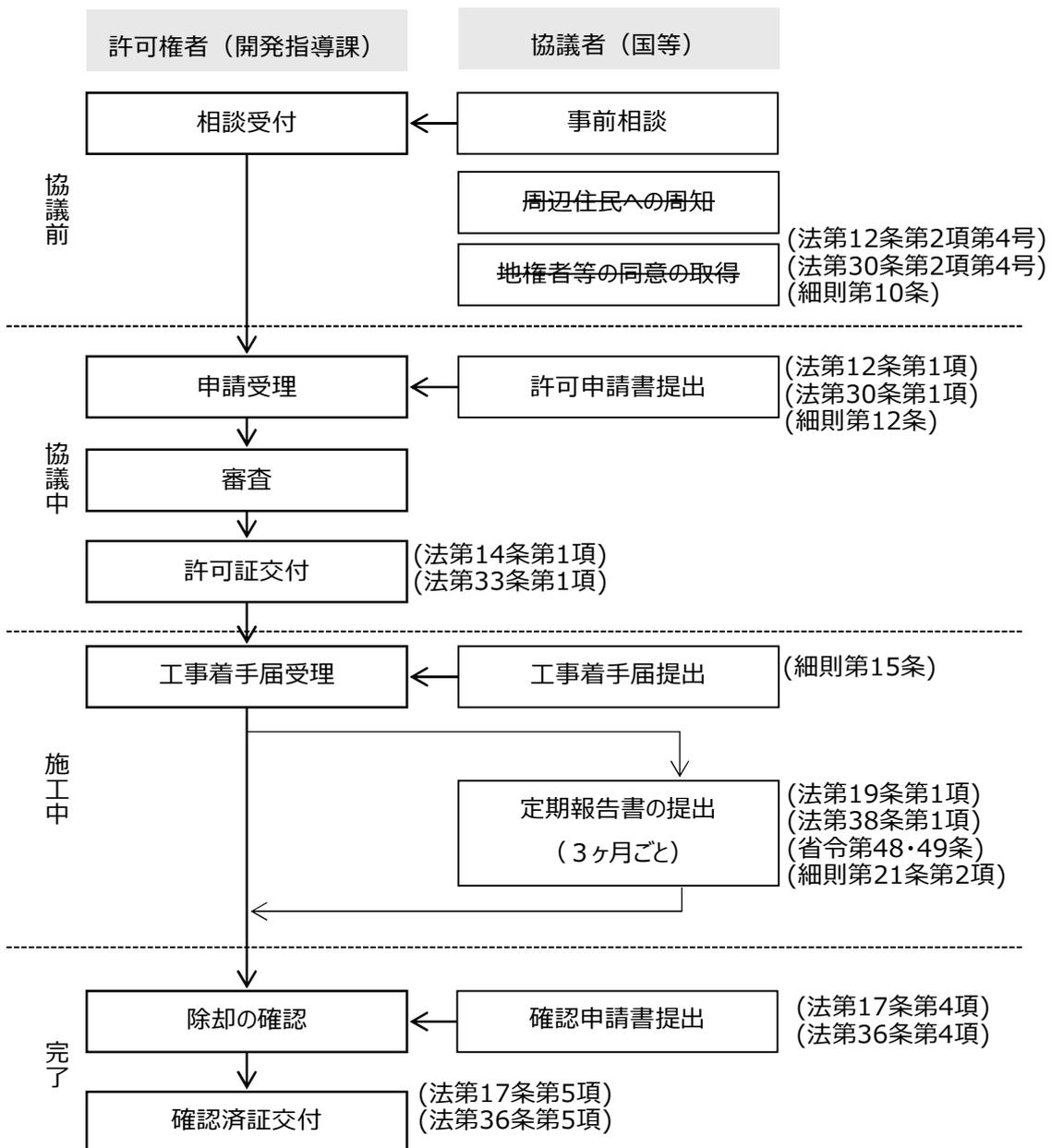


図3 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

6. 事前相談について

実施予定の工事が、盛土規制法の規制対象に該当するか確認したい場合や手続き等で不明な点があればご相談ください。事前相談は必須ではありませんが、事前にご相談いただくことで、その後の手続きが円滑に進みます。

7. 同意の取得について

盛土規制法において、事業区域に民地を含む場合は、所有者の同意を得てから工事に着手する必要がありますが、同意の取得は当然なされているものと考え、協議において同意の取得状況を書面で確認することはしません。

8. 周辺住民への周知について

周辺住民へ工事の周知を行い、トラブルとならないようにしてください。なお、工事を施行するに当たり適切な方法での周知が当然行われているものと考え、協議において周知の状況を書面で確認することはしません。

9. 協議に必要な書類について

9. 1 土地の形質変更の協議に必要な書類

土地の形質変更に関する協議書の提出の際は、表 1 - 1、表 1 - 2 の書類を添付し、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。

表 1 - 1 土地の形質変更の協議に必要な書類

	書類名	
	内容	備考
1	協議書	
	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する協議書 <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する変更協議書	市様式 様式第 13 号 (協議書) 市様式 様式第 19 号 (変更協議書)
2	構造計算書	
	<input type="checkbox"/> 擁壁の設計書 <input type="checkbox"/> 基礎補強の計算書 <input type="checkbox"/> 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ※大臣認定擁壁を設置する場合は、その図面及び仕様書を提出する。
3	安定計算書	
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	①山間部における溪流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地
4	現況写真	
	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
5	排水能力を確認する書面	
	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類	

表 1 - 2 土地の形質変更の協議に必要な図面

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	<p>断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること</p> <p>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること</p> <p>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること</p>
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする前後の地盤面 	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
5	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分 	指定なし	
6	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 	1/50 以上	
7	排水施設の設計に係る書類			
8	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が 2 種類以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法 	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
9	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50 以上	
10	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	
11	擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法 	指定なし	
12	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	
13	崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること

9. 2 土石の堆積の協議に必要な書類

土石の堆積に関する協議書の提出の際は、表 2 - 1、表 2 - 2 の書類を添付し、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。

表 2 - 1 土石の堆積の協議に必要な書類

		書類名	
		内 容	備 考
1	協議書		
	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の協議書 <input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の変更協議書	市様式 様式第 14 号 (協議書) 市様式 様式第 20 号 (変更協議書)	
2	土石の崩壊防止措置の設計書		
	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	
3	土砂流出防止措置の設計書		
	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	
4	現況写真		
	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		

表 2 - 2 土石の堆積の協議に必要な図面

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置 柵その他これに類するものを設置する位置 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
5	求積図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の部分 	指定なし	
6	排水施設の設計に係る書類			

10. 技術的基準について

盛土規制法の規制対象となる工事が従うべき技術的基準については、「盛土規制法の手引（前橋市開発指導課）」を参照してください。

11. 標識の掲示について

盛土規制法においては、協議に係る土地の見やすい場所に、省令で定める事項を記載した標識を掲示しなければなりません。「国様式 様式第二十三」又は「国様式 様式第二十四」に従い、標識を掲示してください。掲示期間は、工事着手日から完了日までとなります。

12. 工事着手届出書の提出について

工事に着手したときは、「市様式 様式第12号」に示す工事着手届出書とともに、標識の設置状況を明らかにする写真、防災計画平面図、工事の工程を示す書類、緊急時における連絡方法を記載した書類を添付し、提出してください。

13. 中間検査が必要な工事について

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検しなければなりません。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。中間検査の対象となる工事の規模は表3のとおりです。

表3 中間検査の対象となる工事の規模

①	盛土で高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
②	切土で高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
③	盛土と切土とを同時に行い、高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土
④	盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
⑤	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が1,000m ² を超えるもの

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は、表4のとおりです。特定工程とは、排水施設（暗渠排水工、基盤排水層、暗渠流末の処理、水平排水層）のことをいいます。詳細は「盛土規制法の手引（前橋市開発指導課）」を参照してください。

表4 特定工程について

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程

排水施設の設置が完了したら、周囲を埋める前に「国様式 様式第十三」の中間検査申請書を提出し、中間検査を受けてください。



※左の写真は、中間検査の受検が必要な排水施設の設置例です。

14. 中間検査の項目について

中間検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表5に示すとおりです。中間検査時に写真を提示してください。

表5 土地の形質変更に伴う中間検査項目

検査項目	提出する書類			検査員による確認 (中間検査)
	工事写真(中間検査時に提出)			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
暗渠排水工 暗渠流末の処理	①排水施設の 全景 ②排水管の接合 ③管径 ④勾配	施工後 (埋戻し前)	①全体が写るように 撮影 ②③④延長120m に1箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	管径、勾配
基盤排水層 水平排水層	①排水層の全景 ②排水層の幅 ③排水層の厚さ	施工後 (埋戻し前)	①全体が写るように撮 影 ②③延長120mに 1箇所 断面が変化する 場合は、断面ごと	幅、厚さ

15. 定期報告について

表6に示す規模以上の工事については、3か月ごとの定期報告が必要です。「市様式 様式第23号」又は「市様式 様式第24号」の定期報告書、現地写真、工程表を提出してください。

表6 定期報告が必要となる工事の規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質 変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土及び切土を同時にした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が1,000㎡を超えるもの
土石の堆積	土石の堆積で、土地の面積が1,000㎡を超えるもの

16. 完了検査について

工事が完了したら、完了検査申請書を提出して完了検査を受けてください。完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。工事写真も確認しますので、提出してください。

完了検査申請については、「国様式 様式第九」又は「国様式 様式第十一」に示す様式にて申請してください。

17. 手数料について

手数料については、協議（許可の特例）のため徴収しません。

18. 工事内容を変更する場合について

工事内容を変更する場合は、再度協議を行う必要があります。工事の変更協議書とともに、変更箇所
のわかる書類を添付し、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

19. 提出書類チェックリストについて

協議に必要な書類の確認には、巻末のチェックリストをご使用ください。また、協議書を提出する際には、
チェックリストも添付してください。

20. 相談窓口及び書類提出先について

前橋市 都市計画部 開発指導課 盛土規制係（前橋市役所7階）
（直通）027-898-6997

協議用提出書類チェックリスト（土地の形質変更に関する工事）

	書類名		チェック
	内容	備考	
1	協議書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する協議書	市様式 様式第 13 号	
	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する変更協議書	市様式 様式第 19 号	
2	構造計算書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 擁壁の設計書 <input type="checkbox"/> 基礎補強の計算書 <input type="checkbox"/> 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ※大臣認定擁壁を設置する場合は、その図面及び仕様書を提出する。	
3	安定計算書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	①山間部における溪流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合	
	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	
4	現況写真		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
5	排水能力を確認する書面		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類		

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック
6	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		<input type="checkbox"/>
7	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする こと	<input type="checkbox"/>
8	土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー －その他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所 に断面図と照合できるように記号を付 すること 植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場合は、 その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設 及び排水施設は、申請書と 照合できるように番号を付 すること	<input type="checkbox"/>
9	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所 について作成すること	<input type="checkbox"/>
10	求積図	・盛土又は切土をする土地の部分	指定なし		<input type="checkbox"/>

11	排水施設の 平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 	1/500 以上		<input type="checkbox"/>
12	排水施設の設計 に係る書類				<input type="checkbox"/>
13	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法 	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	<input type="checkbox"/>
14	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
15	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
16	擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法 	指定なし		<input type="checkbox"/>
17	崖面崩壊防止 施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上		<input type="checkbox"/>
18	崖面崩壊防止 施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	<input type="checkbox"/>

※工事内容によって提出書類が異なりますので、該当する項目にチェックを入れてください。

※協議書を提出する際に、本チェックリストも添付してください。

協議用提出書類チェックリスト（土石の堆積に関する工事）

	書類名		チェック
	内容	備考	
1	協議書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の協議書 <input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の変更協議書	市様式 様式第 14 号 市様式 様式第 20 号	
2	土石の崩壊防止措置の設計書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	
3	土砂流出防止措置の設計書		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	
4	現況写真		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック
5	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上		<input type="checkbox"/>
6	地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	<input type="checkbox"/>
7	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	<input type="checkbox"/>
8	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	<input type="checkbox"/>
9	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の部分 	指定なし		<input type="checkbox"/>
10	排水施設の設計に係る書類				<input type="checkbox"/>

※工事内容によって提出書類が異なりますので、該当する項目にチェックを入れてください。

※協議書を提出する際に、本チェックリストも添付してください。